

# 兵庫県公報

平成25年9月3日 火曜日 第2523号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	4
○ 地方卸売市場における開設及び卸売業務の許可に係る公示事項の変更（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	8
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（淡路県民局）	8
<b>教育委員会告示</b>	
○ 技能教育のための施設の指定の解除	9
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	9
<b>正 誤</b>	
○ 平成25年3月26日付け兵庫県公報第2477号中	11

## 告 示

### 兵庫県告示第1096号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 医療法人榮昌会 吉田病院  
所在地 神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号  
認定年月日 平成24年6月17日  
認定の有効期限 平成27年6月16日
- 名称 春日病院  
所在地 神戸市北区大脇台3番地の1  
認定年月日 平成25年7月10日  
認定の有効期限 平成28年7月9日
- 名称 医療法人回生会 宝塚病院  
所在地 宝塚市野上2丁目1番2号  
認定年月日 平成25年8月22日  
認定の有効期限 平成28年8月21日



## 兵庫 県 告 示 第 1097 号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年9月3日

兵庫 県 知 事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
神戸リウマチリハビリテーション 医療法人交詢医会 神戸・甲南山手クリニック	医療法人交詢医会 理事長 井川 宣	神戸市東灘区森南町1-6-2 F甲南山手ビル3階303号室	平成25年6月1日
うえさかメンタルクリニック	植坂 俊郎	同 市同 区御影本町4丁目10番14-2号	同 年8月1日
丸山耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 丸山耳鼻咽喉科医院 理事長 丸山 晋	同 市中央区八雲通3丁目3番15号 八雲ビル116	同 年7月1日
おおかだ内科クリニック	岡田 雅邦	同 市北区惣山町1丁目7-3	同 年6月13日
あいかわ歯科	相川 直輝	同 市同区北五葉1-5-1 ハピネスプラザ101号	同 年7月1日
ひかり薬局	株式会社 アイビー 代表取締役 西村 貴代	同 市須磨区平田町3丁目4番3-2号 トリニティ平田町1F	同 月8日
にしむら眼科	医療法人社団 感謝会 理事長 西村 衛	同 市西区糞台5丁目6番3号 神戸西神オリエンタルホテル1階	平成25年5月23日
調剤薬局 城陽 南店	株式会社 ミルキーファーマシー 代表取締役 松山 喜範	姫路市北条1丁目283番9 104号室	同 年8月1日
なお歯科医院	遠茂谷 直子	尼崎市塚口町1丁目3-4 玉屋ビル2F	同
園田駅前薬局	有限会社 エスアンドイー 代表取締役 志熊 理史	同 市東園田町9-16-8 フィオーレ園田102号	同
やすお脳神経外科クリニック	安尾 健作	明石市小久保2丁目10-1 リラシオ西明石駅前2F	平成25年7月1日
阪神調剤薬局 北町薬局 店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市西明石北町3丁目22番2号	同
松尾医院	松尾 信昭	西宮市鳴尾町2丁目17番17号	平成25年6月6日
岸本おはなクリニック	岸本 圭互	同 市甲子園六番町12-9 甲子園六番館203号	同 年8月1日
医療法人社団 むらまつ 歯科	医療法人社団 むらまつ歯科 理事長 村松 弘康	同 市上葭原町5番22号	同 年7月1日
河村歯科医院	河村 昌哲	同 市甲子園口北町1-3	同
西宮共栄薬局	熊倉 佐久子	同 市中屋町6-13	平成25年6月28日
訪問看護ステーション さくら	株式会社 リリーフ 代表取締役 岩井 明彦	同 市川西町9-17	同 年7月1日
西宮協立デイクアセンター 第2ほほえみ	医療法人社団 甲友会 理事長 大村 武久	同 市津門呉羽町9-10	同
西宮協立デイクアセンター ほほえみ	同 上	同 市津門呉羽町10番13号	同
医療法人社団 星晶会 愛正透析クリニック	医療法人社団 星晶会 理事長 松本 昭英	伊丹市中野北3丁目8番14号	同
ミホ薬局	有限会社 長洲薬局 代表取締役 佐川 邦明	同 市中野北3-8-39	同

株式会社 かこの調剤薬局	株式会社 かこの調剤薬局 代表取締役 志賀 義致	加古川市野口町二屋101-4	同
フタツカ薬局 加古川西	株式会社 大新堂 代表取締役 二塚 安子	同 市東神吉町西井ノ口382番3号	同
長井薬局	長井 正彦	西脇市上王子町186-2	平成25年7月18日
柏村歯科医院	柏村 武司	宝塚市中山寺1丁目7-1	同 月1日
こもればい薬局	こもればい薬局合同会社 代表社員 植芝 亮太	同 市山本西2-7-3 MUCCUS 珍樹園104号室	同
中山桜台薬局	株式会社 谷口薬品 代表取締役 谷口 辰也	同 市中山桜台2-2-1 中山台ファミリーセンター2F	同
ふじい歯科	医療法人社団 ふじい歯科 理事長 藤井 克則	川西市平野3丁目18番27号	平成25年6月1日
丹羽耳鼻咽喉科	医療法人社団 丹羽耳鼻咽喉科 理事長 丹羽 正夫	丹波市柏原町柏原3053-3	同 年5月1日
たけきだ耳鼻咽喉科クリニック	医療法人社団 博仁会 理事長 武木田 博祐	揖保郡太子町沖代162-1	同 年7月1日



### 兵庫県告示第1098号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 試験日時

平成25年11月8日（金）午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 3階会議室303

#### 3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

##### ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000003.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html)）からダウンロードできるほか、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課及び各県民局商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所においても配布する。

##### イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

##### ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

##### (2) 受付期間

平成25年10月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成25年10月18日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (3) 提出先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革産地振興係
- (4) 手数料  
7,600円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。  
なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。
- 5 合格者の発表  
平成25年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。
- 6 受験についての問合せ先  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革産地振興係  
電話 (078) 341-7711 内線3581  
(078) 362-3331 (直通)



**兵庫県告示第1099号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年8月21日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	野瀬北地区	平成25年9月3日から 同 月24日まで	神戸市 北区役所



**兵庫県告示第1100号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
阿那賀区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業	平成25年7月30日



**兵庫県告示第1101号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定

により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
坊勢第1加入区	平成25年8月1日
坊勢第2加入区	同
坊勢第3加入区	同
播磨町、東播磨加入区	平成25年7月30日
炬口、津名加入区	同 年8月2日
鳥飼、湊加入区	同



**兵庫県告示第1102号**

地方卸売市場における開設及び卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場条例(昭和47年兵庫県条例第18号)第28条の規定に基づき、告示する。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更の理由 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の名称の変更
- 2 変更後の開設業務及び卸売業務を行う者に係る事項
  - (1) 開設業務及び卸売業務を行う者の名称 浜坂漁業協同組合
  - (2) 開設業務及び卸売業務を行う市場 浜坂漁業協同組合 浜坂地方卸売市場  
浜坂漁業協同組合 諸寄地方卸売市場
  - (3) 取扱品目の部類 水産物
- 3 変更前の開設業務及び卸売業務を行う者に係る事項
  - (1) 開設業務及び卸売業務を行う者の名称 浜坂町漁業協同組合
  - (2) 開設業務及び卸売業務を行う市場 浜坂町漁業協同組合 浜坂地方卸売市場  
浜坂町漁業協同組合 諸寄地方卸売市場
  - (3) 取扱品目の部類 水産物
- 4 変更の年月日 平成25年6月27日



**兵庫県告示第1103号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区中大谷字曾羅山777の8(次の図に示す部分に限る。)、777、777の4、777の9から777の12まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1104号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字島井南平43、44、44の1、48の3から48の5まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1105号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区城山宇谷山632の21（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1106号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神崎郡神河町猪篠字奥山636の43（次の図に示す部分に限る。）、636の3、636の23から636の42まで、636の44、636の45、636の47、636の48、636の55から636の58まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1107号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町虫生字奥山34の1・34の4・34の5・34の7・34の11（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1108号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町細見字橋方33の1・515（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）29から32まで、34の1から34の3まで、516、516の1

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字橋方34の1から34の3まで、516、516の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1109号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
加古川水系	千鳥川	加東市上久米（中條橋）	加古川への合流点

2 縦覧場所

河川名	縦覧場所	
千鳥川	県土整備部土木局河川整備課	北播磨県民局加東土木事務所

**公 告**

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月3日

淡路県民局長 安 倍 茂

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 洲本グレイン  
所在地 洲本市桑間681番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見の概要
  - (1) 地域雇用の確保  
地元からの優先的な雇用を行うなど、地域雇用の確保に努めること。
  - (2) 交通混雑等の地元説明  
出入口交通混雑等、地元への説明を誠実に言い、納得が得られてから実施すること。

- (3) 産業廃棄物の適正な処理  
産業系廃棄物は直接処分場へ搬入か許可業者へ委託して適正に処理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成25年9月3日から1週間

### 教育委員会告示

#### 兵庫県教育委員会告示第9号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条の規定により、次の技能教育のための施設の指定を解除した。

平成25年9月3日

兵庫県教育委員会  
委員長 西村 亮一

- 1 技能教育のための施設の名称等  
クラーク高等学院神戸三宮校（神戸市中央区磯辺通4丁目1番6号 アンビシャスビルII）
- 2 連携措置に係る科目の名称  
情報処理、英語実務、国際ビジネス
- 3 連携高等学校の名称等  
クラーク記念国際高等学校（北海道深川市納内町3丁目2番40号）

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第287号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年9月3日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋本 猛伸

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
- (2) 実施日  
ア 新規取得講習  
平成25年10月8日（火）から同月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の6日間  
イ 追加取得講習  
平成25年10月11日（金）から同月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の3日間
- (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、10月16日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成25年9月9日(月)から同月20日(金)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
  - (7) 前記3の(1)のイに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - (4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
  - (7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
  - (4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
  - (7) 前記3の(2)のイに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、級検定に係る合格証明書の写し
  - (7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従

事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(イ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ロ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

正 誤

○平成25年3月26日付け（兵庫県公報第2477号）

兵庫県告示第473号 {神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可} 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	上から9	変更なし	変更前 兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山、字仏坂、字中向山、字下向山、字西垣及び字弥五郎垣 変更後 兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山、字山町、字仏坂、字中向山、字下向山及び字弥五郎垣